第79号　R8.11月発行

筑前町商工会だより

筑前町商工会　検索

最新情報はホームページやインスタグラムで
商工会より、経営に必要な情報をお届けします

CHIKUZENSHOKOKAI

トピックス

・商工会下期会費徴収について
・地域振興券ちくぜんについて
・福岡県の最低賃金について
・令和8年度税制改正
・Googleでどう見えてる？

マル経融資

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保無保証で利用可。
（ただし、内部審査と商工会長の推薦が必要）
上限2,000万円
運転資金　10年以内
設備資金　10年以内

2.95%

2026.11.2時点

商工会下期会費の徴収について

商工会会費下期分（R8.10月～R9.3月分）が下記の通り引落となります。前日までにご登録の口座へご準備いただきますようお願いいたします。

商工会費：6,000円
引落日：令和8年12月25日（金）

地域振興券ちくぜんについて

■使用期限・・・令和8年12月31日（木）
取扱加盟店におかれましては、使用期間内での受け取りをよろしくお願いいたします。
■換金期限・・・令和9年1月15日（金）
期限内に商工会へ商品券を持参の上、換金手続きをよろしくお願いいたします。
※商品券の裏面に社判の押印、枚数の確認を事前に済ませた上でお持ち込みください。

福岡県の最低賃金について

福岡県
最低賃金時間額
1,114 円

前年比
57円ＵＰ

令和8年
10月4日から

差出人：筑前町商工会　　〒838-0802福岡県朝倉郡筑前町久光1045-1

令和8年度税制改正　個人事業者に係るおもな項目

1 青色申告特別控除の見直し（令和9年分より適用）

・青色申告特別控除の最高額が、現在の65万円から75万円に引き上げられます。ただし、75万円の控除を受けるには、一定の帳簿管理や届出などの条件があります。

・簡易な簿記で記帳している場合、前々年の不動産所得・事業所得の収入金額が1,000万円を超えると、10万円の青色申告特別控除は適用できなくなります。

2 インボイス制度の負担軽減措置

・現在の2割特例は令和8年分までですが、個人事業者に限り割合を3割とする特例が令和9年分・10年分にも適用できるようになります。

・インボイスを発行できない事業者からの仕入れについて、消費税の仕入税額控除ができる割合が段階的に引き下げられます。

R 8年10月～R10年9月　70%控除
R10年10月～R12年9月　50%控除
R12年10月～R13年9月　30%控除

3 基礎控除額の見直し

合計所得金額（給与収入のみ）	基礎控除額	
	令和8・9年分	令和10年分以後
132万円以下（206万円以下）	104万円	99万円
132万円超～336万円以下（206万円超～475万1,999円以下）		62万円
336万円超～489万円以下（475万1,999円超～665万5,556円以下）		
489万円超～655万円以下（665万5,556円超～850万円以下）	67万円	
655万円超～2,350万円以下（850万円超～2,545万円以下）	62万円	

4 給与所得控除額の見直し

給与収入	給与所得控除額	
	令和8・9年分	令和10年分以後
190万円以下	74万円	収入金額×30%+8万円（69万円未満の場合は69万円）
190万円超～220万円以下		

※給与収入220万円超の場合は、変更ありません。個人住民税への適用は令和9年度分からになります。

5 扶養親族等の所得要件の見直し

扶養親族等の区分	合計所得金額（給与収入のみ）
扶養親族・同一生計配偶者・ひとり親の生計を一にする子	62万円以下（136万円以下）
特定親族	62万円超～123万円以下（136万円超～197万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超～133万円以下（136万円超～207万円以下）
勤労学生	89万円以下（163万円以下）

6 少額減価償却資産の特例

・青色申告をしている中小企業者などが、一定の要件のもとで取得した少額の資産を、その年の必要経費にできる特例です。

・対象となる取得価額
30万円未満 → 40万円未満

・年間の合計限度額
300万円（変更なし）

・摘要開始日
R8年4月1日以後に取得し、事業の用に供した資産

・適用期限
令和11年3月31日まで延長

7 ひとり親控除額の引き上げ（令和9年分より適用）

・ひとり親控除が、所得税では35万円から38万円に引き上げられます。

※個人住民税では30万円から33万円に引き上げられ、令和10年度分から適用されます。

詳細につきましては
こちらをご覧ください

うちのお店、Googleでどう見えてる？

～Googleビジネスプロフィールを知って、集客につなげよう！～

実は…
知らなかった！

一般の人が写真を投稿できるんです！

Googleに出てくる写真はお店が載せたものだけではありません！

お店や会社を検索すると、Google検索やGoogleマップに店舗情報が表示されます。
そこには、お店側が掲載したものだけでなく、
一般のユーザー（来店したお客様など）が投稿した写真が表示されることもあります。

こんなお悩みはありませんか？

- お店の情報が古いままになっている
- 載っている写真を見て、なんとなくイメージが違う…
- 最新情報やメニューをもっとアピールしたいけど、やり方がわからない

Googleビジネスプロフィールでできること（一例）

- 営業時間・定休日・住所・電話番号などの基本情報を管理
- お店の写真やメニューを掲載して、魅力を伝えられる
- キャンペーンやイベントなどの最新情報を発信できる
- 口コミを確認し、お客様とのコミュニケーションにつなげられる
- 検索結果に表示されやすくなり、来店や問い合わせのきっかけに！

こんな時は商工会の
専門家派遣をご活用ください!!

まずはお気軽に商工会へご相談ください！

専門家派遣のおすすめポイント

年3回まで無料で利用できます！

IT活用・集客・販路開拓など幅広い相談ができます

「こんなこと聞いていいの？」という内容も大歓迎!